

公告

公募型プロポーザルに係る手続き開始について

以下の業務について、公募型プロポーザルによる手続き開始にあたり、参加希望者の募集を行うので次のとおり公告する。

令和8年4月2日

越前市長 平林 透



「越前市暮らし応援商品券」発行業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領 (物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業)

1 実施の目的

長引く物価高騰の中で、市民生活の負担を軽減し、市内消費を下支えすることを目的として、令和8年5月1日時点で越前市に住民登録があり、平成19年4月1日以前に生まれた方を対象に、市内店舗で利用できる5,000円の商品券(デジタルまたは紙)の発行を委託するにあたり、受託候補者を決定するために実施する。

2 業務の概要

- (1) 業務名 「越前市暮らし応援商品券」発行業務委託
- (2) 業務内容 別添「越前市暮らし応援商品券発行業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約上限金額 401,900,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※なお、参考見積書の金額が契約上限金額を超過した場合は失格とする。

3 選考方法

公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により、受託候補者を選定する。

4 参加要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 令和8年度越前市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている又は登録を希望する者（登録を希望する者とは、契約相手方となった場合に速やかに入札参加登録手続きができる者をいう。）。
- (2) 公告日から契約締結までの期間において、福井県及び越前市建設工事等請負業者の指名停止等に関する要領による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (4) 同種業務の実績があり、仕様書記載事項の内容を速やかに満たすことができる者。
※商品券発行事業等を受託又は再受託して実施した実績をいう。
- (5) 国税、都道府県税及び市税に滞納がない者。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産開始手続の申立てが行われている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同条第6号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。

5 募集方法

プロポーザルの実施については、越前市役所前掲示板への掲示のほか、越前市産業政策課のホームページに掲載（公表）し、プロポーザル参加者を募集する。

6 質問の受付及び回答

プロポーザルに対し質問がある場合は、以下により質問を行うことができる。

- (1) 提出期限 令和8年4月9日（木）午後5時（必着）

(2) 提出方法 別添の質問書(様式第8号)により、電子メールにて提出すること。

メールアドレス:syoukou@city.echizen.lg.jp

※電子メール送信後、必ず電話による受信確認を行うこと。

※上記以外の方法で提出された質問に対しては、回答を行わない。

(3) 回答予定日 令和8年4月13日(月)

(4) 回答方法 越前市産業政策課のホームページに掲載。

7 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する者は、次によりプロポーザル参加表明書を提出することとする。

(1) 提出期限 令和8年4月17日(金)午後5時(必着)

(2) 提出先 〒915-8530

越前市府中一丁目13-7

越前市 産業観光部 産業政策課

(3) 提出方法 持参又は郵送

※持参して提出する場合は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

※郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(4) 提出書類

プロポーザルに参加する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

ア 参加表明書(様式第1号) 1部

イ 宣誓書(様式第2号) 1部

ウ 会社概要(様式第3号) 1部

エ 業務実績調書(様式第4号) 1部

オ 業務の実施体制(様式第5号) 1部

カ 国税、地方税の完納証明書 各1部

※直近1カ月以内のもので、写し可

※提出者の拠点の所在地に応じ、次の区分により完納証明書を提出すること。

・市内に主たる拠点を有する者

国税、福井県税及び越前市税の完納証明書

- ・市外に主たる拠点を有し、市内に拠点を有する者

国税、主たる拠点所在地の都道府県税及び市区町村税の完納証明書並びに、
福井県税及び越前市税の完納証明書

- ・市内に拠点を有しない者

国税、主たる拠点所在地の都道府県税及び市区町村税の完納証明書

キ 法人の登記事項証明書(全部事項証明書) 1部

※直近3カ月以内のもので、写し可

ク 法人の直近の決算書 1部

8 企画提案書の提出

参加表明書を提出した者は、次により企画提案書を提出するものとする。

(1) 提出期限 令和8年4月23日(木)午後5時(必着)

(2) 提出先 〒915-8530

越前市府中一丁目13-7

越前市 産業観光部 産業政策課

(3) 提出方法 持参又は郵送

※持参して提出する場合は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

※郵送で提出する場合は、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とするこ
と。

(4) 提出書類

ア 企画提案書(様式第6号) 原本1部

イ 業務に対する企画提案(任意様式) 原本1部、副本6部

※企業名、商品・サービス名、ロゴデザインなど、特定の企業や商品・サービスが判
別されない形で作成すること。

ウ 再委託調書(様式第7号) 原本1部

※再委託する場合のみ。ただし、業務を一括して再委託することはできない。

エ 工程表(任意様式) 原本1部、副本6部

オ 参考見積書(任意様式) 原本1部

※積算根拠を明示すること

9 審査方法等

プロポーザルの審査は、別に設置する「審査委員会」において、次のとおり行うものとする。

(1) 企画提案書の審査(プレゼンテーション及びヒアリングによる審査)

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリング等を実施し、(2)のAからEまでに示す審査基準に基づいて評価を行い、最も優れている提案を特定する。

ア 実施日 令和8年4月28日(火)

イ 出席者 3名以内

ウ プレゼンテーション 発表時間:1社あたり20分以内

質疑応答:1社あたり20分以内

※資料を画面に投影することを認める。ただし、投影する資料は企画提案書の内容を逸脱しないこと。なお、大型モニター、HDMI ケーブル、USB Type-C 変換アダプタは当方で用意する。

※プレゼンテーションにおいては、事業者名や商品・サービス名を述べないこと。

※会場および時間等については、参加表明書を提出した者に対して、別途通知する。

(2) 受託候補者の選定

ア 企画提案書についてのプレゼンテーションを実施し、①の審査基準に基づき審査を行い、各審査員の持ち点の合計点が最も高い者を受託候補者として決定する。

イ 同点の提案者が複数いる場合は、各審査委員の協議により、受託候補者を選定する。

ウ 提案者が1者の場合、各審査委員の協議により、受託候補者を選定する。

エ 配点については、下表①の審査項目の配点に②評価係数を乗じて得点を算出する。

①審査は、以下の基準に基づき、合計 100 点満点で審査する。

審査項目	審査の視点	配点
業務の理解度	<ul style="list-style-type: none"> 事業の趣旨を十分に理解し、適切な履行にあたっての基本姿勢が示されているか。 	15 点
企画提案力	<ul style="list-style-type: none"> 取扱店舗の募集や増加に向けた提案が行われているか。 デジタルユーザーの増加に向けた企画提案が示されているか。 	15 点
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> 市民や取扱店舗からの問い合わせに迅速かつ丁寧に対応できる体制となっているか。 不測の事態においても、迅速かつ丁寧な対応が可能か。 市民や取扱店舗の立場になって細かな運用ができるか。 	15 点
地域性	<ul style="list-style-type: none"> 地域内への経済的波及効果が見込まれるか。 	5 点
将来性	<ul style="list-style-type: none"> デジタル技術の活用を一過性のものにしないため、今回の事業を契機とした次の提案が示されているか。 	5 点
実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> 事業期間内の事業遂行に向けた運営体制・連携が取れているか。 	10 点
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等で類似業務の実績を有しているか。 	10 点
危機管理	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報等の管理が適切に行われているか。 	10 点
参考見積	<ul style="list-style-type: none"> コストパフォーマンスは優れているか。 必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適正な計算が行われているか。 	15 点
計		100 点

②評価係数

A	B	C	D	E
特に優れている	優れている	普通である	最低限の水準 である	水準に達して いない
1.0	0.8	0.6	0.4	0.0

10 審査結果の通知

審査結果を令和8年5月1日(金)(予定)に越前市産業政策課のホームページ及びプロポーザル審査結果通知書(様式第9号)により通知する。

11 企画提案書の無効(失格事項)

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア プレゼンテーション及びヒアリングのいずれかを欠席したとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 参考見積りの金額が契約上限金額を超過したとき。

12 契約の締結

受託候補者決定後、業務内容に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。この場合において、受託候補者として決定された者から見積書を徴収する。

(1) 契約保証金 越前市契約規則(平成17年規則第54号)第25条及び第26条の規定に基づき取り扱うものとする。

(2) 前払金 無

(3) 支払条件 受託候補者と協議の上、決定する。

13 受託候補者の取り消し要件

受託候補者が次のいずれかに該当する場合には、受託候補者の決定を取り消す。

- (1) 受託候補者として決定された者が、契約の締結に応じないとき。
- (2) 財務状況の悪化等により業務の履行が確実にない恐れがあるとき。
- (3) 提出書類に、故意に虚偽の記載をしたと認められるとき。
- (4) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託契約が不可能又は著しく不適当となるような事情が生じたとき。
- (5) 契約の締結期限までに令和8年度越前市指名競争入札参加資格者名簿への登録が確認できないとき。

14 その他留意事項

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めないものとする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行う場合がある。
- (3) 提出書類は返却しないものとする。
- (4) 提出書類は、受託候補者決定以外には提出者に無断で使用しないものとする。
- (5) 書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 審査結果に関する詳細は開示しない。
- (7) 提出書類について、越前市情報公開条例(平成17年条例第26号)に基づく開示請求があった場合は、原則として開示を行うものとする(受託候補者決定前において、当該決定に影響を及ぼすおそれがある情報については、決定後の開示とする。)。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするため、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出を行うこと。

15 日程

公 告	令和8年4月 2日(木)
質 問 期 限	令和8年4月 9日(木) 午後5時まで
質 問 回 答 期 限	令和8年4月13日(月)
参加表明書等の提出期限	令和8年4月17日(金) 午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和8年4月23日(木) 午後5時まで
企 画 提 案 審 査	令和8年4月28日(火)
結 果 通 知	令和8年5月 1日(金)(予定)

16 担当部署(提出先・問合せ先)

〒915-8530 越前市府中一丁目13-7

越前市 産業観光部 産業政策課(担当: 帰山・道林)

TEL: 0778-22-3047

FAX: 0778-22-5167

電子メール: syoukou@city.echizen.lg.jp